

B's 事務所通信

10

October

2013

発行:びいず社労士FP事務所

〒466-0058 名古屋市昭和区白金 3-20-2

TEL 052-881-0404 FAX 052-881-0440 email :info@b-z.jp

発行日:2013年10月1日 通巻51号

今後の社会保障制度改革の工程が閣議決定されました!

8月21日に、「いわゆる社会保障プログラム法案の骨子」が閣議決定されました。これは、今後の社会保障制度改革の方針や実施時期などの全体像を定めた工程表のようなものです。政府はこのプログラム法案を今秋の臨時国会に提出し、成立させる方針で、個別の改革法案については、平成26年以降、順次国会に提出する予定です。以下に、その主要な項目を紹介します。



—————いわゆる社会保障プログラム法案の骨子（主要項目）—————

介護保険制度	<p>※平成27年度をめどに実施。必要な法案は平成26年の通常国会に提出</p> <ul style="list-style-type: none">○地域包括ケアシステムの構築に向けた基盤整備○地域支援事業の見直しと併せた地域の実情に応じた要支援者への支援の見直し○一定以上の所得を有する者の利用者負担の見直し○特別養護老人ホームに係る施設介護サービス費の支給対象の見直し○低所得の第1号被保険者の介護保険料の負担軽減
医療制度	<p>※平成26年～29年度までをめどに順次実施。必要な法案は平成27年の通常国会に提出</p> <ul style="list-style-type: none">○医療保険制度の財政基盤の安定化<ul style="list-style-type: none">・国民健康保険の運営主体を市町村から都道府県に移す○保険料に係る国民の負担に関する公平の確保<ul style="list-style-type: none">・国民健康保険及び後期高齢者医療制度の低所得者の保険料負担の軽減・国民健康保険の保険料の賦課限度額及び被用者保険の標準報酬月額の上限額の引上げ・所得水準の高い国民健康保険組合に対する国庫補助の見直し○保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等<ul style="list-style-type: none">・70歳から74歳までの者の一部負担金の取扱い及び高額療養費の見直し(70～74歳の医療費窓口負担を1割から本来の2割に戻す、1か月の窓口負担に上限額を設ける高額療養費制度を拡充)・医療提供施設相互間の機能の分担や在宅療養との公平の観点からの外来・入院に関する給付の見直し
公的年金制度	<p>※次に掲げる事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる(実施時期、法案提出時期とも記述なし)</p> <ul style="list-style-type: none">○マクロ経済スライドに基づく年金給付の額の改定の在り方○短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大○高齢期における職業生活の多様性、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方○高所得者の年金給付の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方

年金については、具体的な工程は示されませんでした。それ以外の改革はじわじわと行われていきそうです。実際に具体的な改正内容とその施行日が決まりましたら、改めてお伝えしていきます。

「社員研修」実施の現状と企業が抱える

最近の「会社帰りの飲み会」事情

問題点

◆社員研修の現状と課題に関する調査

株式会社ディスコでは、企業の社員研修・教育担当者を対象に、自社で実施している社員研修についての現状等を調査しました。

それによると、新入社員を含めた若手社員への研修は非常に手厚いものの、管理者以上の研修は比較的手薄であることがわかったそうです。

◆社員研修の対象層は？

企業における社員研修の対象層（複数回答）は、次の通りでした。

- (1) 新入社員研修 (95.9%)
- (2) 若手社員研修 (81.1%)
- (3) 管理職研修 (62.1%)
- (4) 管理職前研修 (55.6%)
- (5) 次世代経営層研修 (22.6%)
- (6) 経営者研修 (11.5%)

◆社員研修の問題点は？

社員研修の問題点として、一般的に以下のようなことが挙げられます。

- ・「通常業務で忙しく社員研修に充てる時間がない」
- ・「社員研修の予算が低く効果的に実施できない」
- ・「社内に教育・指導を行うことのできる人材がない」
- ・「会社全体として計画的に社員研修ができていない」
- ・「社員研修を実施したとしても効果が見られない」

上記のような問題点を克服し、いかにして効果的な社員研修を実施できるかが、社内人材の育成、ひいては会社の成長に影響してきます。

限られた「時間・予算」の中で、どのような研修を実施することができるのかを一度考えてみることも必要でしょう。

◆最近3カ月で「外飲み」した人は約7割

株式会社インテージが今年8月に実施した「仕事帰りの外飲み事情 2013」（ビジネスパーソン意識調査）の結果が発表されましたが、これによれば、最近3カ月で仕事帰りに飲みに行った人は、全体の約7割だったそうです。

20代の男性が78.0%で最も多く、飲み「行っていない」と回答したのは50代の女性が41.0%で最も多く、次いで40代の男性が38.0%となりました。

◆仕事帰りは誰と飲みに行く？

仕事帰りの飲酒の相手でも多かったのは、「職場の同僚（同性、異性問わず）」が55.9%で、すべての性別・年代において共通でした。

性別・年代別では、20～30代の男性は「職場の上司」、50代の男性では「職場の同僚（同性のみ）」と職場関係の割合が高いのに対し、女性は「会社、職場以外の友人・知人（同性のみ）」の割合が男性よりも高かったようです。

◆飲みに行く目的は？

飲みに行く目的・理由でも多かったのは「コミュニケーションをとりたかったから」（50.6%）で、「付き合いで、誘われたから」（44.9%）、「会話、話を楽しみたかったから」（36.8%）と続きました。

性別・年代別でみると、20代男性が「ストレスを解消したかったから」が39.7%で最多となり、20代女性では「コミュニケーションをとりたかったから」が63.5%で最多でした。

20代～40代の女性は、「会話、話を楽しみたかったから」が多く、飲酒の相手と同様に、男性と意識に差があるようです。

◆1回の飲み代はいくら？

1回の飲み代の平均予算は「3000円程度」（38.2%）が最も多く、次いで「4000円程度」（27.7%）、「5000円程度」（17.8%）となっています。

性別・年代別でみると、最も飲み代の予算が高かったのは50代の男性でした。飲み代の平均予算については、過去の調査と比較してもあまり変化は見られませんでした。

アルバイトの非行増加！ 万が一に備えて就業規則をチェック

◆飲食店や小売店で被害が続出

コンビニのアルバイト店員がアイス用の冷凍庫の中に入っているところを写真に撮って SNS に掲載した事件を皮切りに、最近、飲食店や小売店で類似の事件が相次いで起こっています。

中には事件をきっかけに閉店することとなった店舗もあることから、経営者がこの問題を軽く考えてアルバイトに対する教育や労務管理をおざなりにすることは、経営の存続をも危うくする大きなリスクをはらんでいると言えます。

◆被害を未然に防止するには？

こうした非行を未然に防止するためには、就業時間中は業務に集中することとして携帯電話（スマホ）の操作や SNS 等へのアクセスを禁じたり、休憩時間中や就業時間外であっても勤務先の不利益につながるような行為は厳に慎むべきことを教育したりする必要があります。

さらに、これらのことを職場におけるルールとして徹底するとともに、就業規則や店舗に備付けの業務マニュアル等にも明記しておく必要があるでしょう。

◆万が一に備えて就業規則等を確認

就業規則は、労働基準法により常時 10 人以上の労働者を使用する使用者に作成が義務付けられているものですが、正社員用の就業規則だけでアルバイト用のものは作成されていなかったり、アルバイト用の就業規則はあるが規定内容に不備があったりするケースもあります。

また、使用する労働者数が 10 人未満であることを理由として、そもそも就業規則が作成されていないこともあります。

就業規則が作成されていない、または規定内容に不備があるという場合、万が一従業員に非行があってもそれを事由とする懲戒処分に付したり懲戒解雇にしたりすることができなくなるおそれがあります。

こうした問題を抱える会社では、自社の就業規則をチェックし、作成の仕方や見直しの要否等について検討してみると良いでしょう。

話題の「成年後見制度」現在の状況と課題

◆需要高まる「成年後見」

高齢化社会の進展とともに、「成年後見」の需要が高まっているようです。

「成年後見制度」は、認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人（本人）について、その行為能力を制限するとともに、本人の能力を後見的立場から補完することによってその権利を守るためのものです。

「成年後見人」の選任対象は、親族や弁護士、司法書士、社会保険労務士などで、仕事は法律行為に関するものに限られ、本人に代わって財産を管理したり必要な契約を結んだりします。

◆後見人による不正も問題に

需要が高まっている一方で、成年後見制度の利用が増えるに伴い、後見人による不正も問題となっています。

最高裁判所の報告によると、成年後見人の起こした不正は、2010 年 6 月から 2012 年 12 月末までに 1,058 件、被害金額は 94 億円超にも上っています。うち、親族後見人による不正が 1,032 件を占めています。

◆専門職の選任割合が増加

こうした背景を踏まえ、また、適切な財産管理を行うという観点から、後見人として、親族ではなく弁護士や司法書士、社会保険労務士などの専門職を選任するケースが増えています。

専門職の選任割合は、2012 年に 51.5% となり、2000 年の後見制度開始以来、初めて半数を超えました。

ただし、専門職であっても、知見等に濃淡があるのは事実です。今後は、裁判所等が後見人の業務を適切に監督する体制づくり等も求められると考えられます。

トピックス

厚生年金保険の保険料が引き上げられます

厚生年金保険の保険料率が、16.766%から 0.354%引き上げられ、17.120%となります。今回、改定された厚生年金保険の保険料率は「平成 25 年 9 月分（同年 10 月納付分）から平成 26 年 8 月分（同年 9 月納付分）まで」の保険料を計算する際の基礎となります。なお、健康保険の保険料率（協会けんぽの都道府県ごとの保険料率）と児童手当拠出金の率については、9 月からの改定はありません。

標準報酬			報酬月額			保険料額	
等級	月額	日額				全額	折半額
						17.120%	8.56%
1	98,000	3,270	～	101,000		16,777.60	8,388.80
2	104,000	3,470	101,000	～	107,000	17,804.80	8,902.40
3	110,000	3,670	107,000	～	114,000	18,832.00	9,416.00
4	118,000	3,930	114,000	～	122,000	20,201.60	10,100.80
5	126,000	4,200	122,000	～	130,000	21,571.20	10,785.60
6	134,000	4,470	130,000	～	138,000	22,940.80	11,470.40
7	142,000	4,730	138,000	～	146,000	24,310.40	12,155.20
8	150,000	5,000	146,000	～	155,000	25,680.00	12,840.00
9	160,000	5,330	155,000	～	165,000	27,392.00	13,696.00
10	170,000	5,670	165,000	～	175,000	29,104.00	14,552.00
11	180,000	6,000	175,000	～	185,000	30,816.00	15,408.00
12	190,000	6,330	185,000	～	195,000	32,528.00	16,264.00
13	200,000	6,670	195,000	～	210,000	34,240.00	17,120.00
14	220,000	7,330	210,000	～	230,000	37,664.00	18,832.00
15	240,000	8,000	230,000	～	250,000	41,088.00	20,544.00
16	260,000	8,670	250,000	～	270,000	44,512.00	22,256.00
17	280,000	9,330	270,000	～	290,000	47,936.00	23,968.00
18	300,000	10,000	290,000	～	310,000	51,360.00	25,680.00
19	320,000	10,670	310,000	～	330,000	54,784.00	27,392.00
20	340,000	11,330	330,000	～	350,000	58,208.00	29,104.00
21	360,000	12,000	350,000	～	370,000	61,632.00	30,816.00
22	380,000	12,670	370,000	～	395,000	65,056.00	32,528.00
23	410,000	13,670	395,000	～	425,000	70,192.00	35,096.00
24	440,000	14,670	425,000	～	455,000	75,328.00	37,664.00
25	470,000	15,670	455,000	～	485,000	80,464.00	40,232.00
26	500,000	16,670	485,000	～	515,000	85,600.00	42,800.00
27	530,000	17,670	515,000	～	545,000	90,736.00	45,368.00
28	560,000	18,670	545,000	～	575,000	95,872.00	47,936.00
29	590,000	19,670	575,000	～	605,000	101,008.00	50,504.00
30	620,000	20,670	605,000	～		106,144.00	53,072.00



- 10/1 ● (1日～7日)全国労働衛生週間
高年齢者雇用支援週間
◎定時決定により、9月に改定された社会保険料を10月給与から控除
- 10/10 ● 一括有期事業開始届の提出(建設業)
主な対象事業:概算保険料160万円未満でかつ請負金額が1億9000万円未満の工事
- 9月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付

- 10/31 ● 9月分健康保険・厚生年金保険料の納付
- 労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満の7月から9月分の労災事故について報告)
- 労働保険料の納付<延納第2期分>
- 有期事業概算保険料延納額の納付
(納付対象:8月～11月分)
- 8月決算法人の確定申告・翌年2月決算法人の中間申告
- 11月・翌年2月・5月決算法人の消費税の中間申告

あとがき◆ 今年度佐藤は愛知県社会保険労務士会の常任理事・広報部長を拝命しています。今年度の初事業「メッセナゴヤ2013」に向けて会務にも忙しい毎日です。11月13～16日、お時間があればどうぞブースにお寄りください。